

## 第3章 基本理念及び基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

また、従来から国の障害者プラン（障害者基本計画）として、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」が謳われてきましたが、近年では、障害のある人が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくりをめざして、地域福祉の実現により、障害のある人がもともと持っている力を取り戻し、その力を発揮し、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを市民、地域、行政が一体となって推進していくことが求められています。

このような中で、計画の基本理念については、「障害福祉計画」と同様、次のように定めることとします。

#### < 計画の基本理念 >

**障害のある人が、自ら決定し、自立して生きていくことを大切にします。**

**障害のある人を、みんなで支えあいます。**

**障害のある人が、さまざまなことにであい、ふれあい、安心して参加できるようにします。**

## 2. 計画の基本的な考え方

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画では、以下の3点を基本的な考え方とします。

### < 計画の基本的な考え方 >

- (1) すべての障害の状態にある人を支援します。
- (2) 身近な地域で充実した日常生活を過ごすことができるようにしていきます。
- (3) 情報提供・相談支援・権利擁護の仕組みを連携していきます。

#### (1) すべての障害の状態にある人を支援します。

従来からの身体障害、知的障害、精神障害だけではなく、高次脳機能障害、難病、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等といった人も含め、「すべての障害の状態にある人」を支援します。

#### (2) 身近な地域で充実した日常生活を過ごすことができるようにしていきます。

障害福祉計画で掲げた「訪問系サービス・日中活動系サービスの充実」に限らず、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において保健・医療サービス、福祉サービスを総合的に利用できる環境を充実していきます。

生活環境、防災・防犯、教育、就労、社会参加など、保健・医療・福祉以外の分野においても、障害者が自己の有する能力を発揮し、自立した日常生活が送れるよう、さまざまな環境を充実していきます。

#### (3) 情報提供・相談支援・権利擁護の仕組みを連携していきます。

障害者がさまざまなことを自分で選択し決定できるよう、情報の提供を充実していきます。

自ら選択や決定を行うことを支援するため、地域において関係機関が連携して総合的に相談に応じられるよう、相談・支援体制を充実していきます。

自ら選択や決定を行うことが困難な人については、権利擁護の観点から、本人の意思を理解し代弁・代行できるような支援体制を構築していきます。

3. 施策の大綱

<p>&lt; 計画の基本理念 &gt;</p> <p>障害のある人が、自ら決定し、自立して生きていくことを大切にします。</p> <p>障害のある人を、みんなで支えあいます。</p> <p>障害のある人が、さまざまなことにであい、ふれあい、安心して参加できるようにします。</p> <p>&lt; 計画の基本的な考え方 &gt;</p> <p>(1) すべての障害の状態にある人を支援します。</p> <p>(2) 身近な地域で充実した日常生活を過ごすことができるようにしていきます。</p> <p>(3) 情報提供・相談支援・権利擁護の仕組みを連携していきます。</p>	
---	--

1. 情報、相談、権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報提供・コミュニケーション支援</li> <li>(2) 相談支援</li> <li>(3) 権利擁護・成年後見制度</li> <li>(4) 障害理解、交流</li> </ul>
2. 手帳	(1) 手帳
3. 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康づくり・予防</li> <li>(2) 医療サービス</li> </ul>
4. 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 居住支援</li> <li>(2) 居宅でのサービス (リハビリテーションを含む)</li> <li>(3) 介護家族支援</li> <li>(4) 補装具・日常生活用具</li> <li>(5) 施設を利用したサービス (リハビリテーションを含む)</li> <li>(6) 経済的支援</li> </ul>
5. 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 移動支援</li> <li>(2) 生活環境の整備</li> <li>(3) 見守り</li> <li>(4) 防災・防犯</li> </ul>
6. 保育・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育・教育</li> <li>(2) 子育て支援</li> </ul>
7. 雇用・就業、社会参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就労支援</li> <li>(2) 生涯学習・スポーツ</li> </ul>
8. 基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域づくり</li> <li>(2) 拠点づくり</li> <li>(3) サービスの質の確保</li> <li>(4) 人材育成</li> </ul>